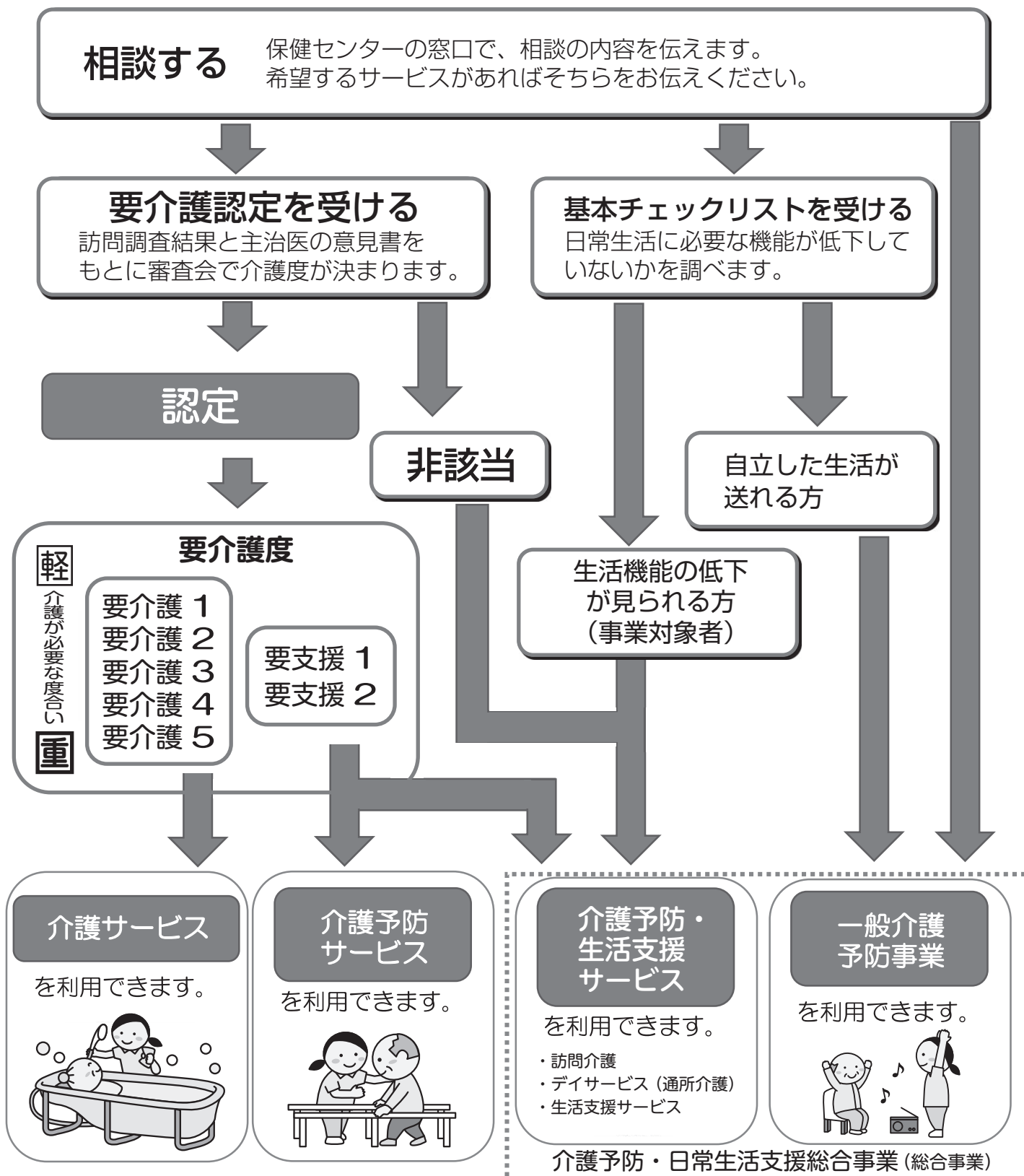


西川町の介護保険



生活する上で困ることが出てきたら介護保険サービスの利用を検討しましょう。

介護サービス利用の流れ



自宅を中心に利用するサービス

自宅を中心に受けるサービスは「居宅サービス」とよばれています。居宅サービスには「訪問してもらうサービス」や「施設に通うサービス」などさまざまな種類があります。

*介護保険サービスを利用したときの自己負担は「1割・2割・3割」のいずれかです。

本パンフレットでは自己負担1割をめやすとして掲載しています。

*実際にかかる費用は、利用する事業者の体制や、サービスの内容で異なります。

ケアプランを
作成する

介護サービス・介護予防サービスの利用について相談する

要介護
1～5

要介護者

要支援
1・2

要支援者

事業
対象者

事業対象者

- ケアプランとは、ケアマネジャーが作成するサービス利用計画のことです。
- より充実した生活が送れるように目標を設定し、サービスの計画を立てます。
- 介護度による支給限度額の範囲内でサービスを組み合わせることができます。
- ケアプランの作成費は無料です（全額を介護保険で負担します）。

自宅に訪問してもらう

日常生活の手助けをしてもらう

要介護
1～5

要支援
1・2

事業
対象者

ホームヘルプサービス（訪問介護）

- ホームヘルパーによる介護や、身の回りの世話等が受けられます。

【要支援1・2・事業対象者の方】

費用の目安		負担（1割）
標準的な訪問	2,870円	287円
生活援助20分以上45分未満	1,790円	179円
生活援助45分以上	2,200円	220円
身体介護短時間	1,630円	163円



【要介護1～5の方】

費用の目安		負担（1割）	
身体介護	20分未満	1,630円	163円
	20分～30分未満	2,440円	244円
	30分～1時間未満	3,870円	387円
生活援助	20分～45分未満	1,790円	179円
	45分以上	2,220円	222円

【身体介護】 利用者に直接働きかけるもの

- * 食事のお手伝い
- * トイレや着替え、清拭や入浴などお手伝い
- * 体位変換や服薬の介助
- * 通院や外出の介助 など

【生活援助】 利用者の代わりに必要な家事などを行うもの

- * 食事の準備、調理
- * 自宅の掃除、洗濯
- * 買い物
- * 薬の受け取り など

自宅で入浴する



要介護
1～5

要支援
1・2

訪問入浴介護

●移動入浴車が自宅を訪問し、入浴の介護が受けられます。

費用の目安		負担(1割)
要支援 1・2	1回 8,560円	856円
要介護 1～5	1回 12,660円	1,266円

自宅でリハビリする

要介護
1～5

要支援
1・2

訪問リハビリテーション

●医師の指示により理学療法士・作業療法士などによるリハビリテーションが受けられます。

費用の目安		負担(1割)
要支援 1・2	3,080円	308円
要介護 1～5	2,980円	298円

看護師などに訪問してもらう



要介護
1～5

要支援
1・2

訪問看護

●医師の指示により看護師などによる療養上の世話や診療の補助が受けられます。

費用の目安(要支援 1・2)			負担(1割)
訪問看護ステーションから	20分未満	3,030円	303円
	20分～30分未満	4,510円	451円
	30分～1時間未満	7,940円	794円
病院または診療所	20分未満	2,560円	256円
	20分～30分未満	3,820円	382円
	30分～1時間未満	5,530円	553円

費用の目安(要介護 1～5)			負担(1割)
訪問看護ステーションから	20分未満	3,140円	314円
	20分～30分未満	4,710円	471円
	30分～1時間未満	8,230円	823円
	1時間以上1時間30分未満	11,280円	1,128円
病院または診療所	20分未満	2,660円	266円
	20分～30分未満	3,990円	399円
	30分～1時間未満	5,740円	574円

医者などによる療養上の管理や指導を受ける

要介護
1～5

要支援
1・2

居宅療養管理指導

●医師・歯科医師・薬剤師・管理栄養士などが自宅を訪問し療養上の指導や指導を行います。

費用の目安		負担(1割)
医師が行う場合	5,150円	515円
歯科医師が行う場合	5,170円	517円
薬局の薬剤師が行う場合	5,180円	518円

自宅で介護を受けている方が一時的に施設に泊まる

要介護
1～5

要支援
1・2

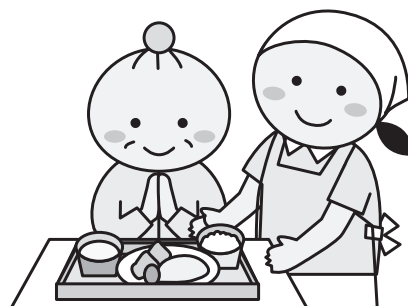
ショートステイ(短期入所生活介護)

●特別養護老人ホームなどに短期間入所して、食事や入浴などの介護を受けられます。

併設型施設・多床室の場合／日

介護度	費用の目安	負担(1割)
要支援1	4,510円	451円
要支援2	5,610円	561円
要介護1	6,030円	603円
要介護2	6,720円	672円
要介護3	7,450円	745円
要介護4	8,150円	815円
要介護5	8,840円	884円

※上記の金額に加え、別途送迎料等がかかります。



施設に通って食事や入浴などのサービスを受ける

要介護
1～5

要支援
1・2

事業
対象者

デイサービス（通所介護）

●デイサービスで、食事・入浴などのサービスやリハビリテーションなどが受けられます。

【要支援1・2・事業対象者の方】

介護度	費用の目安（1割負担）		基本回数を超えた場合
要支援1	週1回程度	436円／回	1,798円（月5回～）
要支援2	週1回程度	447円／回	3,621円（月9回～）

【要介護1～5の方】（通常規模／7～8時間未満利用の場合）

介護度	費用の目安	負担（1割）
要介護1	5,840円	584円
要介護2	6,890円	689円
要介護3	7,960円	796円
要介護4	9,010円	901円
要介護5	10,080円	1,008円



通い・訪問・泊まりなどを組み合わせたサービス

要介護
1～5

要支援
1・2

小規模多機能型居宅介護

●小規模な住宅型の施設への「通い」を中心に、自宅に来てもらう「訪問」、施設に泊まる「宿泊」のサービスを受けられます。月単位の定額料金となります。

介護度	費用の目安	負担（1割）
要支援1	34,500円	3,450円
要支援2	69,720円	6,972円
要介護1	104,580円	10,458円
要介護2	153,700円	15,370円
要介護3	223,590円	22,359円
要介護4	246,770円	24,667円
要介護5	272,090円	27,209円

介護保険施設サービス

下記の介護保険施設に入所して受けるサービスを「施設サービス」といいます。

入所を希望するときは、施設に直接申し込みます。必要性の高い方から入所できます。

※施設サービスの費用は、要介護度や施設の体制、部屋のタイプによって異なります。

※居住費、食費、日常生活費が別途負担になります。

施設サービスを利用した時の費用イメージ

施設サービス費の自己負担分（１割～３割）に加え、居住費・食費・日常生活費がかかります。



施設を利用する

生活介護が中心の施設

要介護
3～5

特別養護老人ホーム（介護老人福祉施設）

- つねに介護が必要で、自宅では介護が困難な方が対象の施設です。
- 新規に入所できるのは、原則、要介護3以上の方になります。

介護やリハビリが中心の施設

要介護
1～5

介護老人保健施設

- 病状が安定し、リハビリに重点をおいた介護が必要な方が対象の施設です。
- 家庭への復帰を支援する施設になります。

目的にあわせていろんな施設

サービス付き高齢者向け住宅

- 主に自立や軽介護度の高齢者を受け入れる賃貸住宅です。
- 介護サービスについてもあわせて受けられる施設もあります。

住宅型有料老人ホーム

- 食事や洗濯、清掃等の生活支援サービスが付いた高齢者施設です。

介護療養型医療施設

- 長期間にわたり療養が必要な方が対象の施設です。



住宅などの環境を整えるサービス

福祉用具を借りたり購入したりすることも費用の1～3割で利用できます。
また、住宅を住みやすい環境に改修するための費用の支給もあります。
そのほか、町で独自に行っているサービスもあります。

福祉用具を借りる・買う
住宅を改修する

福祉用具を借りる

要介護
1～5

要支援
1・2

○福祉用具貸与

- 次の13種類の貸し出しが対象となります。
原則、要支援1・2、要介護1の方は、①～④のみ利用できます。
(13)は、要介護4・5の方が利用できます。

- | | |
|----------|----------------|
| ① 手すり | ⑦ 特殊寝台 |
| ② スロープ | ⑧ 特殊寝台付属品 |
| ③ 歩行器 | ⑨ 床ずれ防止用具 |
| ④ 歩行補助つえ | ⑩ 体位変換器 |
| ⑤ 車いす | ⑪ 認知症老人徘徊感知機器 |
| ⑥ 車いす付属品 | ⑫ 移動用リフト |
| | (13) 自動排せつ処理装置 |



○特定福祉用具販売

福祉用具の適時・適切な利用、利用者の安全を確保する観点から貸与と販売の選択制を導入しています。

- 次の4種類が対象となります。
- | | |
|---------------|---------------|
| ① 固定用スロープ | ③ 単点杖（松葉杖を除く） |
| ② 歩行器（歩行車を除く） | ④ 多点杖 |

福祉用具を購入する

要介護
1～5

要支援
1・2

福祉用具購入

- 購入費が支給される対象は、次の5種類です。
- | | |
|-----------------|------------------|
| ① 腰掛便座 | ④ 自動排せつ処理装置の交換部品 |
| ② 入浴補助用具 | ⑤ 簡易浴槽 |
| ③ 移動用リフトの吊り具の部分 | |

年間10万円が上限です。
(毎年4月1日から1年間)
事前に申請が必要です。

安全な生活が送れるよう住宅を改修する

要介護
1～5

要支援
1・2

住宅改修

- 住宅での生活環境を整えるための住宅改修に対して、
上限20万円まで住宅改修費が支給されます。

◎介護保険の対象となる工事の例

- ・手すりの取り付け
- ・段差や傾斜の解消
- ・扉の取替え、扉の撤去
- ・滑りにくい床材・移動しやすい床材への変更
- ・和式から洋式への便器の取り替え

認定者1名あたり20万円
が上限です。
(上限額を分けて利用可)
事前に申請が必要です。



その他の介護支援サービス（町特別給付）

要介護
2～5

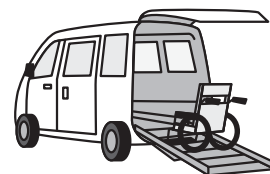
* 紙おむつなどの支給

- 要介護2以上で常時失禁状態にある方に対し、紙おむつなどを最短で申込月から支給しています。
- 1ヶ月につき6,000円分までを町で補助します。超過した分は利用者負担になります。
- 対象は紙おむつ、尿取りパッド、おしりふき、手袋などです。

要介護
2～5

* お出かけ支援サービス

- 要介護2以上にある方の外出するためにかかった費用の一部を助成しています。
- 町で指定している事業所（車両）を利用した費用になります。
- 1ヶ月につき4回・もしくは4,000円まで利用できます。
- 施設入所や入院、転院目的では使用できません。



要介護
1～5

要支援
1・2

* 見守り及び家事援助ヘルパーの派遣

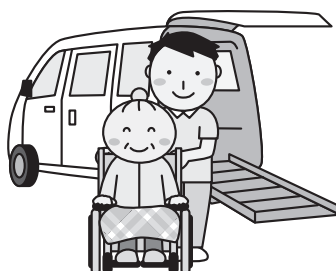
- 65歳以上で家族等による支援が受けられない場合に、見守りや家事援助などの町が認めるサービスに対し、ケアハイツ西川のホームヘルパーを派遣します。
- 利用時間は1人1回1時間（月16時間迄）までです。
- 1時間あたり200円で利用できます。

要介護
1～5

要支援
1・2

* 自宅へ一時的に帰るための支援

- 施設入所中や医療機関に入院中の方が、一時的に帰宅した時に必要な福祉用具の貸し出しや、ホームヘルパーの派遣を行います。



介護を予防するためのサービス

要支援又はチェックリストで運動機能などに低下の見られる方を対象にしているものと、65歳以上の方はどなたでも利用できるサービスがあります。

介護を
予防する

要支援
1・2

事業
対象者

○総合事業（要支援者・基本チェックリスト該当者）

- 一定の期間で、筋力トレーニング、認知機能低下予防など、日常生活改善を目的として体操などを行っています。

	回数	開催場所	参加料
元気アップ運動教室	週1回（4か月間）	保健センター	300円
パワーリハビリ教室	週1回（1年間）	ケアハイツ西川	400円
シニア筋トレ教室	週1回（1年間）	老人福祉センター	400円

○一般介護予防事業

- 足腰が弱く外出の機会が少なくなった方や介護予防が必要な方を対象にしています。

	回数	開催場所	参加料
ではってにこやか教室	月1回	保健センター	なし
はつらつ元気教室	月1回	ケアハイツ西川	1,000円（昼食あり）
びんしゃん広場	月1回	水沢温泉館	1,000円（昼食あり）
ほがらか教室	月2回	老人福祉センター	300円
西部ほがらか教室	月2回	本道寺集会センター	300円
大井沢ほがらか教室	月2回	大井沢温泉館	300円

○地産地消弁当配達

- ひとり暮らし高齢者などの方に、毎週月・水・金曜日に弁当を提供しています。
- 1食あたり200円～400円で利用できます。

○シルバーファミリーサポーターの派遣

- 65歳以上で見守り・援助の必要な方で、家族の支援が受けられない場合に、見守りや簡単な家事のお手伝いする方をシルバー人材センターより派遣します。
- 1回あたり2時間までで、1週間に3回まで利用できます。
- 1時間あたり200円で利用できます。買い物で車を使用した場合は別途車代がかかります。

○ミニデイサービス（地区介護予防教室）

- お住まいの地区の公民館などでかんたんな体操や健康講話などを行っています。

○いきいきお茶のみ会

- 高齢者の介護予防や閉じこもり予防を目的に週1回以上開催される通いの場・集いの場です。
- 「海味いってみっぺ」「上間沢さわやかサロン」「綱取りいきいきクラブ」「笑う部え」「いきいきサロンさらぬま」「サロンdeいりまる」が活動しています。（令和6年11月時点）

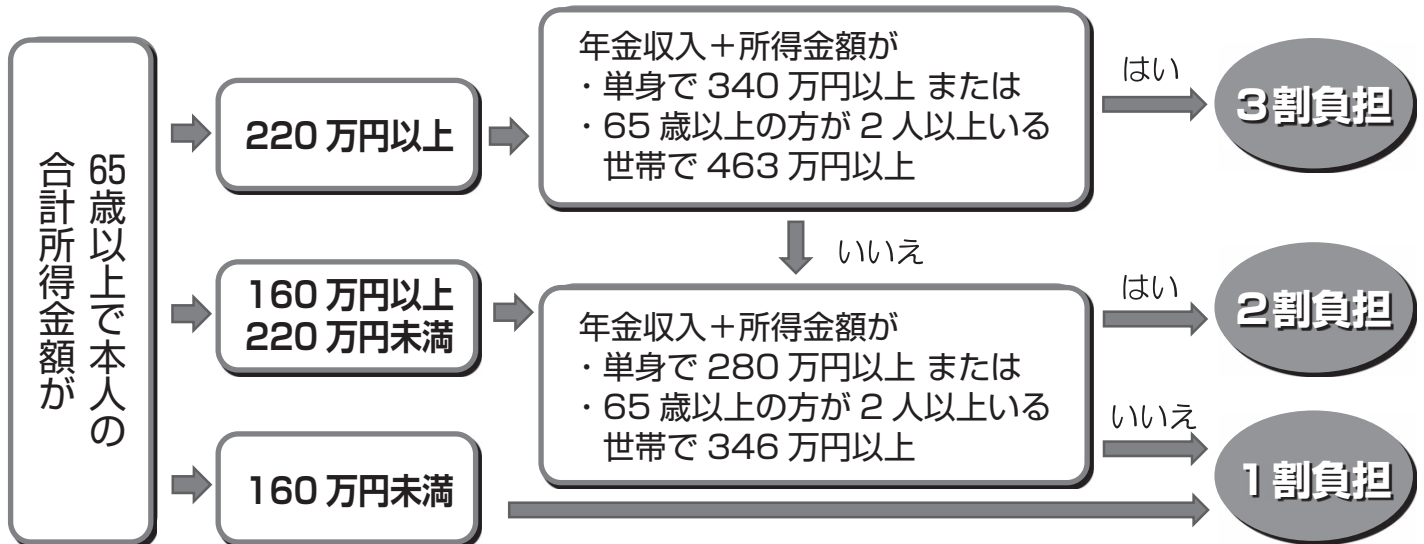
費用の支払い



自己負担限度額と負担の軽減

介護保険のサービスを利用したときは、原則として利用料の1～3割を支払います。自己負担が大きくなったときや、所得の低い方には負担を軽減するしくみがあります。

1割～3割負担の判定基準



* 町県民税非課税の方、40歳から64歳の方は、1割負担です。

サービス支給限度額

- 要介護度によって、1ヶ月に利用できる金額に上限（支給限度額）が設けられています。
- 限度額を超えてサービスを利用した分は全額自己負担になります。

要介護度	本人の状態		限度額(1ヶ月)	負担(1割)
事業対象者	生活機能の低下の見られる状態		50,320円	5,032円
要支援1	要介護にならないための支援が必要な状態		50,320円	5,032円
要支援2			105,310円	10,531円
要介護1	排せつ・入浴 清潔・衣服の 着脱などに	一部介助が必要な状態	167,650円	16,765円
要介護2		一部介助または全介助が必要な状態	197,050円	19,705円
要介護3		全介助が必要な状態	270,480円	27,048円
要介護4		すべてに全面的な介助が必要な状態	309,380円	30,938円
要介護5	日常生活のすべてに全面的な介助が必要な状況		362,170円	36,217円

【例】要介護1（1割負担）の180,000円分のサービスを利用した場合の自己負担は

支給限度額	167,650円	→	1割負担	16,765円			
実際に利用した金額	180,000円	→	+	限度額を超えた分	12,350円		
					=	負担する金額	29,115円

自己負担が高額になったときの負担軽減

- 同じ月に利用した介護サービス費の合計が高額になり、下記の限度額を超えたときは、超えた分が「高額介護サービス費」として後から払い戻しされます。
- サービス利用者が複数いる場合は、全員の利用負担を合計します。

所得区分ごとの負担限度額（1月あたり）

利用者負担段階区分		限度額（世帯合計）
住民税課税世帯	年収約1,160万円以上	140,100円
	年収約770万円～約1,160万未満	93,000円
	約770万円未満	44,400円
全員が住民税非課税世帯		24,600円
所得金額＋年金収入額が80万円以下の方		15,000円（個人）
生活保護受給者の方		15,000円（個人）

所得が低い方は施設利用時に、滞在費と食費が軽減されます

- 低所得の方の施設利用が困難とならないように、滞在費・食費は下記を超えた分が軽減されます。

滞在費と食費の自己負担限度額（1日あたり）

利用者負担段階区分		滞 在 費				食 費	
		従来型個室	多床室	ユニット型個室	ユニット型準個室	施設	短期入所
世帯全員 住民税 非課税	生活保護受給者の方	550円 (380円)	0円	880円	550円	300円	
	所得金額＋年金収入額 80万円以下の方	550円 (480円)	430円			390円	600円
	所得金額＋年金収入額 80万円を超120万 以下の方	1,370円 (880円)	430円	1,370円	1,370円	650円	1,000円
	所得金額＋年金収入額 120万超の方					1,360円	1,300円
住民税課税世帯の方		1,728円 (1,231円)	437円 (915円)	2,066円	1,728円	1,445円	

※（ ）内の金額は、特別養護老人ホームに入所した場合または短期入所生活介護を利用した場合の額です。



令和6年11月版

西川町保健センター

保険料などの相談は… 在宅支援係 ☎74-3243
認定や更新などの相談は… 地域包括支援センター係 ☎74-4405